

庫文波岩

413—415

語物家平

卷下

訂校雄孝田山

店書波岩

(寺島製本)

昭和四年六月二十日印
昭和四年六月二十五日發行
昭和八年九月十日第五刷發行

平家物語下卷★★★

定價六十錢

校訂者

山田孝雄

發行者

東京市神田區一ツ橋通町三番地
岩波茂雄

印刷者

東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目
菊地眞次郎

岩波文庫
413—415



發行所

東京市神田區
一ツ橋通町三番地

岩波書店

電話 〇〇一八七・〇一八八
九段(二二番)小賣部専用
振替口座東京二六二四〇番

株式會社秀英印刷

岩波文庫

413-415

平家物語

下卷

山田孝雄校訂



平家物語下卷目次

○卷第五

都 遷	一三
月 見	一七
物怪之沙汰	一九
早 馬	二三
朝敵揃	二三
咸陽宮	二四
文覺荒行	二六
勸進帳	三〇
文覺被流	三三
福原院宣	三五
富士川	三七
五節之沙汰	四三
都 歸	四五

奈良炎上……………四六

○卷第六

新院崩御……………五一

紅葉……………五三

葵前……………五五

小督……………五六

廻文……………六一

飛脚到來……………六三

入道死去……………六四

築嶋……………六七

慈心坊……………六九

祇園女御……………七一

州俣合戰……………七四

嘯聲……………七八

横田河原合戰……………七九

○卷第七

清水冠者	八三
北國下向	八四
竹生島詣	八四
火打合戰	八六
願書	八八
俱梨迦羅落	九一
篠原合戰	九三
實盛	九五
還亡	九七
木曾山門牒狀	九九
返牒	一〇一
平家山門連署	一〇三
主上都落	一〇五
維盛都落	一〇九
聖主臨幸	一一一

忠度都落	一三
經正都落	一四
青山之沙汰	一五
一門都落	一七
福原落	二二

○卷第八

山門御幸	二三
名虎	二六
緒環	三〇
太宰府落	三三
征夷將軍院宣	三五
猫間	三八
水島合戰	三九
瀬尾取期	四〇
室山	四四
鼓判官	四六

法住寺合戦	一五〇
-------	-----

○卷第九

生食の沙汰	一五五
宇治川先陣	一五七
河原合戦	一六〇
木曾最後	一六三
樋口誅罰	一六七
六箇度軍	一六九
三草勢揃	一七二
三草合戦	一七五
老馬	一七六
一二之懸	一七九
二度之懸	一八三
坂落	一八五
越中前司最期	一八七
忠度最期	一九〇

重衡生捕	一九一
敦盛取期	一九二
知章取期	一九四
落 足	一九六
小宰相身投	一九八

○卷第十

首 渡	二〇四
内裏女房	二〇七
八島院宣	二一一
請 文	二一二
戒 文	二一五
海道下	二一七
千手前	二二〇
横 笛	二二四
高野之卷	二二六
維盛出家	二二八

熊野參詣	二三一
維盛入水	二三三
三日平氏	二三五
藤戶	二四〇
大嘗會沙汰	二四四

○卷第十一

逆櫓	二四六
勝浦付大坂越	二四九
嗣信取期	二五二
那須與一	二五五
弓流	二五七
志渡合戰	二六〇
鷄合 壇浦合戰	二六二
遠矢	二六五
先帝身投	二六八
能登殿最期	二六九

内侍所都入	二七二
劍	二七四
一門大路渡	二七七
鏡	二八〇
文之沙汰	二八一
副將被斬	二八三
腰越	二八六
大臣殿被斬	二八九
重衡被斬	二九二

○卷第十二

大地震	二九八
紺搔沙汰	二九九
平大納言被流	三〇〇
土佐房被斬	三〇一
判官都落	三〇五
六代	三〇七

長谷六代	三二六
六代被斬	三二一

○灌頂卷

女院出家	三二八
大原入	三三〇
大原御幸	三三三
六道の沙汰	三三六
女院御往生	三四〇

平家物語 卷第五

都 遷

卷

第

五

13

治承四年六月三日、福原へ行幸在べしとて京中ひしめきあへり。此日來都遷り有るべしと聞えしかども、忽に今明の程とは思はざりつるに、こは如何にとて上下騒合へり。剩へ三日と定められたりしが、今日引上げて、二日になりけり。二日の卯刻に、既に行幸の御輿を寄たりければ、主上は今年三歳、未幼なう坐まされければ、何心もなう召されけり。主上少なう渡せ給ふ時の御同輿には、母后こそ參せ給ふに、是は其儀なし。御乳母平大納言時忠卿の北の方帥のすけ殿ぞ、一つ御輿に參られける。中宮、一院、上皇、御幸なる。攝政殿を始め奉て太政大臣已下の公卿殿上人、我もく々と供奉せらる。三日福原へ入せ給ふ。池中納言頼盛卿の宿所、皇居になる。同四日頼盛家の賞とて、正二位し給ふ。九條殿の御子、右大將良通卿、越られ給ひけり。攝録の臣の御子息、凡人の次男に、加階越えられ給ふ事、是れ始とぞ聞えし。

さる程に法皇を入道相國やうく思直て、鳥羽殿を出し奉り、都へ入れ參らせたりしが、高倉宮御謀反に依て又大に憤り、福原へ御幸なし奉り、四面に端板して、口一つ開たる内に、三間の板屋を作て、押籠參らせ。守護の武士には、原田の大夫種直ばかりぞ候ける。輒り人の參通ふべき事も無れば、童部は、籠の御所とぞ申ける。聞も忌々しう怖しかりし事共也。法皇今は世の政し

ろしめさばやとは、露も思召しよらず、唯山々寺々修行して、御心の儘に慰ばやとぞ仰せける。凡平家の悪行に於ては悉く、極りぬ。去ぬる安元より以降、多くの卿相、雲客、或は流し、或は失ひ、關白流し奉り、我輩を關白になし、法皇を城南の離宮に遷し奉り、第二の皇子、高倉宮を討ち奉り、今残る所の都遷なれば、か様にしたまふにやとぞ人申ける。

都遷は先蹤なきに非ず。神武天皇と申すは、地神五代の帝、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊の第四の王子、御母は玉依姫、海人の娘也。神の代十二代の跡を受け、人代百王の帝祖也。辛酉の歳、日向國宮崎郡にして、皇王の寶祚を繼ぎ、五十九年と云し己未歳十月に東征して、豐葦原中津國に留り、此比大和國と名づけたる畝傍の山を點じて、帝都をたて橿原の地を切掃て、宮室を作り給へり。是を橿原の宮と名づけたり。其より以降、代々の帝王、都を他國他所へ遷さるゝ事三十度に餘り、四十度に及べり。神武天皇より、景行天皇まで十二代は、大和國郡々に都を立て、他國へは終に移れず。然るを成務天皇元年に近江國に移て、志賀郡に都を立つ。仲哀天皇二年に、長門國に移て、豐浦郡に都を立つ。其國の彼都にて、御門隠れさせ給しかば、后神功皇后御世を請取らせ給ひ、女體として、鬼界、高麗、契丹まで、責從へさせ給ひけり。異國の軍を靖めさせ給ひて、歸朝の後筑前國三笠郡にして、皇子御誕生、其所をば宇美宮とぞ申たる。かけまくも忝なく、八幡の御事なり。位に即せ給ひては、應神天皇とぞ申ける。其後神功皇后は、大和國に移て、磐余稚櫻宮に御座す。應神天皇は同國輕島明宮に住せ給ふ。仁德天皇元年に、津國難波に移て、高津宮に御座す。履仲天皇二年に、大和國に移て、十市郡に都を立つ。反正天皇元年に、河内國

に移て、柴垣宮に住せ給ふ。允恭天皇四十二年に又大和國に移て、飛鳥のあすかの宮におはします。雄略天皇二十一年に、同國泊瀬朝倉に宮居し給ふ。繼體天皇五年に、山城國綴喜に移て、十二年、其後乙訓に宮居し給ふ。宣化天皇元年に、又大和國に歸て、檜隈入野宮におはします。孝德天皇大化元年に、攝津國長柄に移て、豐崎宮に住せ給ふ。齊明天皇二年、又大和國に歸て、岡本宮におはします。天智天皇六年に、近江國に移て、大津宮に住せ給ふ。天武天皇元年に、猶大和國に歸て、岡本の南の宮に住せ給ふ。是を清見原の御門と申き。持統、文武二代の聖朝は、同國藤原宮におはします。元明天皇より、光仁天皇迄七代は、奈良の都に住せ給ふ。然を桓武天皇、延暦三年十月二日、奈良の京春日の里より、山城國長岡にうつて、十年と云し正月に、大納言藤原小黒丸、參議左大辨紀古佐美、大僧都玄慶等を遣して、當國葛野郡宇多村を見せらるゝに、兩人共に奏して云、此地の體を見るに、左青龍、右白虎、前朱雀、後玄武、四神相應の地なり。尤帝都を定むるに足れりと申す。仍て愛宕郡に御座す賀茂大明神に、告申させ給ひて、延暦十三年十一月廿一日、長岡の京より此京へ移されて後、帝王三十二代、星霜は三百八十餘歳の春秋を送り迎ふ。昔より代々の帝王、國々所々に、多の都を立てられしかども、かくの如くの勝地は無しとて、桓武天皇殊に執し思食し、大臣公卿諸道の才人等に仰せ合せ、長久なるべき様とて、土にて八尺の人形を作り、鐵の鎧甲をきせ、同く鐵の弓矢を持たせて、東山の嶺に、西向に立て、埋まれけり。末代に此都を他國へうつす事あらば、守護神となるべしとぞ御約束ありける。されば天下に事出來んとは、此塚必鳴動す。將軍が塚とて今に在り。桓武天皇と申は平家の曩祖にて御座